

刑法

重要構成要件レジюме

本レジュメは、司法試験で出題可能性のある犯罪構成要件を簡潔にまとめたレジュメです。短期間での確認や、普段の学習の傍らに置いてご利用いただければ幸いです。

なるべく、余計な情報は排除し、最低限論文でも使える内容となっています。

条文は、重要度に応じてA+～Cでランク付けし、ほぼ使わないであろう条文は掲載していません。

弁護士 内藤慎太郎

司法試験・予備試験受験生のためのブログ：

<http://ameblo.jp/hustler1214>

Twitter：@shint_arrow1214

第5章 公務の執行を妨害する罪

第95条（公務執行妨害及び職務強要）B+

- ① 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
- ② 公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

1 「職務」

- (1) 職務は適法なものであることを要する（判例）
書かれざる構成要件要素、規範的構成要件要素

(2) 職務の適法性の要件

- ア 当該公務員の一般的・抽象的職務権限に属すること
- イ 当該公務員の具体的職務権限に属すること
- ウ 職務行為が法律上の重要な方式・条件を履践していること

(3) Q：職務の適法性の判断基準

行為当時の状況に基づいて、客観的・合理的に判断（判例）

- 2(1) 「暴行」：公務員（の身体）に対して直接又は間接に不法な攻撃を加えること（判例）。（一般にいう広義の暴行：不法な有形力行使）

(2) 「脅迫」：公務員に対する害悪の告知

※ただし、保護法益は公務員ではなく「公務」である点に注意。

第6章 逃走の罪

第97条（逃走）B

裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、1年以下の懲役に処する。

- 1 「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」が
- 2 「逃走」：看守者の実力的支配から逃れること

第98条（加重逃走）B

前条に規定する者又は勾引状の執行を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

- 1 (1)裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者
(2)「勾引状の執行を受けた者」
- 2 「拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊」
 - (1) 「拘禁場」：留置場、刑事施設、その他拘禁に用いられる場所
 - (2) 「拘束のための器具」：手錠、捕縄、等
 - (3) 「損壊」：物理的に破壊することをいい、合鍵による開錠は含まない
- 3 「暴行若しくは脅迫」：看守者に対してなされる不法な有形力の行使（間接暴行を含む）
- 4 「2人以上通謀」：複数人が、同一機会に逃走する意思連絡があること
- 5 「逃走」：看守者の実力的支配から逃れること

第99条（被拘禁者奪取）B一

法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

- 1 「法令により拘禁された者」：97条、98条の主体も含まれる
- 2 「奪取」：被拘禁者を看守者の実力的支配から離脱させ、自己又は第三者の支配内に移動する行為。※逃走援助との区別に注意。

第100条（逃走援助）B

①法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にすべき行為をした者は、三年以下の懲役に処する。

②前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

1項

- 1 「法令により拘禁された者」：99条と同じ。
- 2 「器具を提供」：逃走に役立つあらゆる器具をいう。

3 「その他逃走を容易にすべき行為」：情報を与える行為や物理的行為など、逃走を容易にする行為であれば方法は問わない。

2項

・「暴行・脅迫」：逃走を容易にしうる不法な有形力の行使（直接看守者に向けられる必要はない）

第101条（看守者等による逃走援助）B－

法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

- 1 「法令により拘禁された者」を
- 2 「看守し又は護送する者」が
- 3 「逃走させ」ること：逃走させる行為、逃走を容易ならしめる行為

第103条（犯人蔵匿等）B＋

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- 1 「罰金以上の刑に当たる罪」：法定刑が罰金以上の刑を含む罪。※侮辱罪は対象外。
- 2 「罪を犯した者」

犯罪の嫌疑に基づいて捜査又は訴追されている者（判例・通説）。

※捜査開始前の者であっても真犯人であれば該当する（判例）。

- 3 「蔵匿」

官憲の発見・逮捕を免れるべき隠匿場所を提供すること（判例）。

- 4 「隠避させ」る

蔵匿以外の方法により官憲の発見・逮捕を免れしむるべき一切の行為（判例）。

Q：他人を教唆して自己を蔵匿・隠秘させた場合、犯人自身に教唆犯が成立するか。

結論：成立する。

理由：他人を教唆してまでその目的を遂げようとすることは、防御権の範囲を逸脱するから（判例）。

第104条（証拠隠滅等）B＋

他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- 1 「他人の」：行為者以外の者

Q：共犯者の証拠を隠滅した場合に証拠隠滅罪は成立するか。

結論：専ら共犯者のためにする意思でした場合にのみ、他人の刑事事件として証拠隠滅罪が成立する（判例）。

- 2 「刑事事件に関する」
- 3 「証拠」：無罪を推認させる証拠、人証も証拠にあたる。
- 4 「隠滅」「偽造」「変造」
- 5 「使用」

第 105 条（親族による犯罪に関する特例） B+

前2条の罪については、犯人又は逃走した者の親族がこれらの者の利益のために犯したときは、その刑を免除することができる。

- 1 「犯人又は逃走した者の親族が」
- 2 これらの者の「利益のために」：不利益のために犯したときは適用なし。

第9章 放火及び失火の罪

第108条（現住建造物等放火）A+

放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

1 「放火」：客体の燃焼を惹起する行為を行うこと。

※自然発火装置を利用する場合には、発火に至らなくとも着手が認められる（判例）。

2 「現に人が住居に使用し、又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑」

(1) 「人」：犯人以外のすべての者をさす。

(2) 「現に人が住居に使用」：現に人の起臥寝食する場所として日常利用されていること

(3) 「現に人がいる」：犯人以外の者が現在すること

(4) 「建造物、汽車、電車、船舶又は鉱坑」

Q：現住部分と非現住部分の建造物の一体性

現住部分への延焼可能性を考慮した物理的一体性又は機能的一体性があれば一個の建造物と考える（有力説）。

※マンションのエレベーターのかごに現住部分と一体性を認める（判例）

5 「焼損」（論点）

火が媒介物を離れて目的物が独立に燃焼を継続する状態に達したことをいう（独立燃焼説、判例・通説）。

第109条（非現住建造物等放火）B+

① 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、2年以上の有期懲役に処する。

② 前項の物が自己の所有に係るときは、6月以上7年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。

1項

1 「放火」

2 「現に人が住居に使用せず」：犯人以外が住居に使用していないこと

3 「現に人がいない」：犯人以外が現在しないこと

4 「建造物、艦船又は鉱坑」：汽車、電車はない（cf：108条）

5 「焼損」：108条と同じ

2項

・「公共の危険」：不特定多数人をして、目的物に延焼しその生命・身体・財産に対し危

害を感じさせるに相当の理由がある状態。

Q：公共の危険の認識の要否（構成要件の故意の対象か）

不要説：公共の危険の発生は処罰条件である。

必要説：公共の危険の発生は構成要件要素である。

（なお、110条において判例は不要説を採る。）

第110条（建造物等以外放火）B+

- ① 放火して、前2条に規定する物以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者は、1年以上10年以下の懲役に処する。
- ② 前項の物が自己の所有に係るときは、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

1項

1 「放火」

2 「前2条に規定する者以外」

3 「焼損」

4 「公共の危険」：不特定多数人の生命・身体又は財産に対する危険（109条より対象は広い）

Q：公共の危険の認識の要否

結論：不要（判例）

理由：本罪は結果的加重犯であり、公共の危険の発生は故意の対象ではない

2項

・「前項の物が自己所有」

第111条（延焼）B

- ① 第109条第2項又は前条第2項の罪を犯し、よって第108条又は第109条第1項に規定する物に延焼させたときは、3月以上10年以下の懲役に処する。
- ② 前条第2項の罪を犯し、よって同条第1項に規定する物に延焼させたときは、3年以下の懲役に処する。

1 「第109条第2項又は前条第2項の罪を犯し」：自己所有の非現住建造物・建造物等以外に放火すること

2 「よって第108条又は第109条第1項に規定する物に延焼させた」

(1) 「第108条又は第109条第1項に規定する物」：現住建造物・非現住建造物等

(2) 「延焼」：行為者が予期しなかった客体に燃え移り、これを焼損する結果が発生すること

第112条（未遂罪）B

第108条及び第109条第1項の罪の未遂は、罰する。

第113条（予備）B-

第108条又は第109条第1項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、2年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第114条（消火妨害）C

火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

第115条（差押え等に係る自己の物に関する特例）B

第109条第一項及び第110条第1項に規定する物が自己の所有に係るものであっても、差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合において、これを焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。

第116条（失火）B

- ①失火により、第108条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を焼損した者は、50万円以下の罰金に処する。
- ②失火により、第109条に規定する物であって自己の所有に係るもの又は第110条に規定する物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

第117条の2（業務上失火）

第116条又は前条第1項の行為が業務上必要な注意を怠ったことによるとき、又は重大な過失によるときは、3年以下の禁錮又は150万円以下の罰金に処する。

第12章 住居を犯す罪

第130条（住居侵入等）A+

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

前段：住居侵入罪

- 1 「人」：他人
- 2 「住居」：人が起臥寝食に使用する場所。
- 3 「侵入」：住居権者の意思に反する立ち入り。

後段：不退去罪（真正不作為犯）

第16章 通貨偽造の罪

第148条（通貨偽造及び行使等）B

- ① 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は3年以上の懲役に処する。
- ② 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

1項：通貨偽造・変造罪

1 「貨幣」：硬貨・金属貨幣

「紙幣」：政府その他の発行権者によって発行され、その信用によって貨幣に代用される証券。なお、現在、我が国に紙幣に該当するものはない。

「銀行券」：現在の1万円札、5千円札、千円札等、国内で流通する銀行券

2(1) 「偽造」：通貨の発行権限を有しない者が類似した外観の物を作成すること。

- ・一般人をして真正の物と誤信させる程度にすることを要する。

(2) 「変造」

通貨の発行権限を有しない者が真貨に加工し、真貨に類似する物を作成すること。

- ・元の通貨との同一性を失するほどの加工は偽造になる。

3 「行使の目的」：流通におく目的

2項：偽造通貨等行使罪

1 「偽造又は変造の通貨」：自ら偽造等したことは要しない。

2 「行使」：真貨として直接流通に置くこと。

3 「交付」：偽造・変造の通貨を、その情を明かして、他人に渡すこと

4 Q：偽造通貨を行使して他人から財物を交付させた場合、行使罪のほか詐欺罪が成立するか。

結論：詐欺罪は成立しない（判例）。

理由：偽造通貨の行使には一般的に詐欺的行為を伴い、行使罪の構成要件はこのことを予定しているので詐欺罪は行使罪に吸収される。

第152条（収得後知情行使等）B

貨幣、紙幣又は銀行券を収得した後に、それが偽造又は変造のものであることを知って、これを行行使し、又は行使の目的で人に交付した者は、その額面価格の3倍以下の罰金又は科料に処する。ただし、2000円以下にすることはできない。

第 153 条（通貨偽造等準備）B

貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

1 「器械又は原料」

- (1) 「器械」：印刷機、複写機等
- (2) 「原料」：用紙、印刷用インク等

第17章 文書偽造の罪

第155条（公文書偽造等）A

- ① 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。
- ② 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
- ③ 前2項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

1 「文書」：永続性のあることが必要。※黒板の記載は文書にあたる。

2 「偽造」：名義人と作成者との人格の同一性を偽ること（判例）

- (1) 名義人：文書の内容から理解される意思の主体。
- (2) 作成者：文書を作成させた意思の主体。
- (3) 文書の本質的部分の変更であること、一般人をして真正な文書と誤信させるに足りる外観を呈することが必要である。

3 「変造」：真正に成立した他人名義の文書の非本質的部分に不法に変更を加え、新たな証明力を作り出すこと。元の文書との同一性を失う変更は偽造にあたる。

第156条（虚偽公文書作成等）B

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前2条の例による。

1 「虚偽の文書・・・の作成」：文書の作成権限を有する者が、内容虚偽の文書を作成すること

(2) 主体

文書の作成権限者に限られる（身分犯）。

(3) 虚偽文書の内容

虚偽とは、内容が真実に合致しないことをいう。

- ・文書の記載内容が法規に違反し法律上効力を生じない場合であっても、内容が真実に合致している限り、虚偽ではない。

第 157 条（公正証書原本不実記載等） B

- ① 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ② 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。
- ③ 前2項の罪の未遂は、罰する。

第 158 条（偽造公文書行使等） B

- ① 第 154 条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第 1 項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同じの刑に処する。
- ② 前項の罪の未遂は、罰する。

第 159 条（私文書偽造等） A+

- ① 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。
- ② 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
- ③ 前2項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

※155条を参照。

第 160 条（虚偽診断書等作成） B

医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、3年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第 161 条（偽造私文書等行使） B

- ① 前2条の文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同じの刑に処する。
- ② 前項の罪の未遂は、罰する。

※通貨偽造罪と異なり、同行使罪と詐欺罪は牽連犯となる（判例）。

第20章 偽証の罪

第169条（偽証）B

法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、3月以上10年以下の懲役に処する。

1 「法律により宣誓した証人」（真正身分犯）

- 証言拒絶権を有する者も、宣誓して虚偽の供述をしたときは、偽証罪が成立する（判例）。
- 被告人は「証人」ではないので、自己を被告人とする公判廷で虚偽の陳述のしても本罪の主体に該当しない。

2 「虚偽の陳述」（論点）：自己の記憶に反する陳述をいう（判例・通説）。

第170条（自白による刑の減輕）C

前条の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第21章 虚偽告訴の罪

第172条（虚偽告訴等）B一

人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、3月以上10年以下の懲役に処する。

第22章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪

第174条（公然わいせつ）B

公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 1 「公然」：不特定又は多数人が認識することのできる状態。
- 2 「わいせつな行為」：性的羞恥心を抱かせ、社会一般の健全な性的感情を害する性質・程度の行為。
※わいせつ性は規範的構成要件要素

第175条（わいせつ物頒布等）B

わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

第176条（強制わいせつ）B

13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

第177条（強姦）B

暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

- 主体は男性、客体は女性
ただし、女性も共同正犯・間接正犯として正犯となりうる。

第178条（準強制わいせつ及び準強姦）B一

- ① 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。
- ② 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

第178条の2（集団強姦等）B一

2人以上の者が現場において共同して第177条又は前条第2項の罪を犯したときは、4年以上の有期懲役に処する。

第179条（未遂罪）B

第176条から前条までの罪の未遂は、罰する。

第180条（親告罪）B+

① 第176条から第178条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

② 前項の規定は、2人以上の者が現場において共同して犯した第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

・ 集団強姦罪（178条の2）は、犯罪が重大であるため非親告罪である。

第181条（強制わいせつ等致死傷）B

① 第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

② 第177条若しくは第178条第2項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は5年以上の懲役に処する。

③ 第178条の2の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は6年以上の懲役に処する。

第24章 礼拝所及び墳墓に関する罪

第190条（死体損壊等）B+

死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、3年以下の懲役に処する。

1 「死体、遺骨、遺髪、棺に納めてある物」を

2 「損壊し、遺棄し、又は領得」

(1) 「損壊」：物理的破壊をいう。

(2) 「遺棄」：習俗上の埋葬と認められる方法によらず放棄・放置すること

※人を殺した者が死体を現場に放置したとしても、その者に葬祭の義務がない限り、死体遺棄罪とならない。

(3) 「領得」：不法に占有を取得すること

第25章 汚職の罪

第197条（収賄、受託収賄及び事前収賄）B+

① 公務員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、7年以下の懲役に処する。

② 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、5年以下の懲役に処する。

1項前段：単純収賄罪

1「公務員が」

2「その職務に関し」：当該公務員の一般的職務権限に属する行為に加え、職務と密接に関連する行為も含む（判例）。

3「賄賂」：公務員の職務に関連する不正の報酬としての一切の利益。
およそ人の需要・欲望を満たす利益であれば利益にあたる。

4「収受」「要求」「約束」

※賄賂を要求・約束後に収受した場合は包括一罪となる。

1項後段：受託収賄罪

・「請託を受けて」上記の行為をおこなったとき。

2項：事前収賄罪

1「公務員になろうとする者」

2「担当すべき職務」：確実に担当することまでは必要なく、将来、相当程度の蓋然性をもって担当する可能性がある職務であれば足りる。

第197条の2（第三者供賄）B-

公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。

第197条の3（加重収賄及び事後収賄）B+

① 公務員が前2条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、1年以上の有期懲役に処する。

② 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

③ 公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。

1項・2項：加重収賄罪

1「公務員」：事前収賄罪の「公務員になろうとする者」も含まれる。

2「前2条の罪を犯し・・・」：単純収賄罪、受託収賄罪、事前収賄罪を犯し、よって不正の行為をし、又は相当な行為をしないこと。

3「職務上不正の行為をし」又は「相当の行為をしなかったこと」に関して賄賂を「収受」「要求」「約束」「第三者に供与させ、若しくはその要求若しくは約束」をしたこと（2項）

3項：事後収賄罪

第197条の4（あっせん収賄）B

公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあっせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。

・「賄賂」：他の公務員の職務行為をあっせんすることの対価としての利益

※職務行為の対価ではない点で、一般の「賄賂」概念と異なる。

第198（贈賄）B+

第197条から第197条の4までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

Q：公務員の賄賂の要求行為が恐喝罪・詐欺罪に該当する場合に、被害者に贈賄罪が成るか。

結論：成立する（判例）。

理由：財物の交付について、なお任意性が認められる。

第26章 殺人の罪

第199条（殺人）A

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

- 1 「人」：行為者以外の自然人。※胎児は含まない。
- 2 「殺」す：自然の死期以前に他人の生命を断絶すること。

第201条（予備）B+

第199条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、2年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第202条（自殺関与及び同意殺人）B+

人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する。

第203条（未遂罪）A

第199条及び前条の罪の未遂は、罰する。

第27章 傷害の罪

第204条（傷害）A

人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 1 「傷害」：人の生理的機能に障害を加えること（判例・通説）。

※人の生理的機能には、身体機能と精神的機能の双方を含み、重度の精神障害を負わせることも「傷害」にあたる（cf：最決H24年7.24）。

- 2 傷害未遂罪は成立しえない＝暴行罪となる。

第205条（傷害致死）A

身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3年以上の有期懲役に処する。

- 傷害罪の結果的加重犯である。

第207条（同時傷害の特例）A

2人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくても、共犯の例による。

- 1 2人以上の者が、意思の連絡なく暴行を加えたこと

※意思の連絡があれば、共同正犯。

- 2 暴行行為が同一機会に行われたこと

必ずしも、同一時間、同一場所で行われる必要はない。

- 3 傷害結果が誰のどの暴行によるものか特定できないこと

- 4 Q：同条は傷害致死についても適用があるか。

- 肯定説（判例）

結論：適用される。

理由：被害者保護、立証の困難回避の趣旨は被害者死亡の場合にもあてはまる。

- 否定説

結論：適用されない。

理由：207条の文理に忠実。

被告人に挙証責任を転換している本条の適用はできるだけ限定すべきである。

第208条（暴行）B+

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

1 「暴行」：人の身体に対する不法な有形力の行使をいう（狭義の暴行）。

第208条の2（凶器準備集合及び結果）B－

- ① 2人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- ② 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、3年以下の懲役に処する。

第28章 過失傷害の罪

第209条（過失傷害）B

- ① 過失により人を傷害した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。
- ② 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第210条（過失致死）B

過失により人を死亡させた者は、50万円以下の罰金に処する。

第211条（業務上過失致死傷等）B

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

業務上過失致死傷：前段

- 1 「業務」：各人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務で、かつ、他人の生命・身体に危害を加えるおそれのある事務。

重過失致死傷：後段

※頭に入れておかないと探しにくい条文なので意識しておくこと。

第29章 墮胎の罪

第212条（墮胎）B+

妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、1年以下の懲役に処する。

- 「墮胎」：自然の分娩期に先立って胎児を母体から排出する行為、胎児を母体内で殺害する行為。

第213条（同意墮胎及び同致死傷）B-

女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、2年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させた者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

- 「墮胎させた」：妊婦以外の行為者が墮胎を実施すること。

第214条（業務上墮胎及び同致死傷）B

医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、3月以上5年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させたときは、6月以上7年以下の懲役に処する。

第215条（不同意墮胎）B-

①女子の囑託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

②前項の罪の未遂は、罰する。

- 医師も主体となる。

第216条（不同意墮胎致死傷）B-

前条の罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第30章 遺棄の罪

第217条（遺棄）B+

老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、1年以下の懲役に処する。

第218条（保護責任者遺棄等）B+

老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、3月以上5年以下の懲役に処する。

1 「保護する責任のある者」：保護責任は、法令、契約、事務管理、慣習・条理により発生する。

2 Q：217条と218条の「遺棄」の意義

作為・不作為による移置・置き去りを全て含む（諸説あるも、個人的には処理と記憶が楽なこの説を推奨。小生が実際に旧H20論文本試験で本説を書いたが悪い評価は来なかった。）。

理由：法解釈の統一性から両条文の「遺棄」は同義に解すべき。

作為による置き去り、不作為による移置も観念できる。

Q：ひき逃げ事案における218条の成否

肯定説（最判昭34.7.24）

結論：成立する。

理由：道交法上の救護義務が218条にいう保護義務にあたる。

否定説（通説）

結論：引受行為があり、排他的支配下に置いたと認められる場合に限り、保護責任者遺棄罪が成立。

理由：道交法と刑法とでは目的が異なり、肯定説は妥当でない。

第219条（遺棄等致死傷）B+

前2条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第31章 逮捕及び監禁の罪

第220条（逮捕及び監禁）B+

不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

- 1 「逮捕」：人の身体に対して直接拘束を加え、行動の自由を奪うこと。
- 2 「監禁」：人が一定の区域から出ることを不可能ないし著しく困難にして行動の自由を奪うこと。

3 Q：保護法益論（行動の自由の意義）

結論：身体活動の自由は潜在的又は可能的な自由（判例・通説）。

同説からの帰結：身体活動の自由は可能的な自由で足りると解する以上、被害者が監禁されていることを認識していなくとも同罪は成立する。

第221条（逮捕等致死傷）B+

前条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第32章 脅迫の罪

第222条（脅迫）A

- ① 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- ② 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

1 「人を」：自然人。法人は同罪の客体とならない。

2 「・・・害を加える旨を告知」：相手方又はその親族の生命・身体・自由・名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫すること。

- ・告知される害悪は人を畏怖させるに足りる程度のものであることが必要。
- ・なお、同罪に未遂はない。着手＝既遂。

第223条（強要）B

- ① 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。
- ② 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。
- ③ 前2項の罪の未遂は、罰する。

第33章 略取、誘拐及び人身売買の罪

第224条（未成年者略取及び誘拐）B+

未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

- 1 「未成年者」：成年擬制があっても刑法上は未成年者にあたる。
- 2 「略取」：暴行・脅迫を手段として、他人をその生活環境から不法に離脱させ、自己または第三者の事実的支配下に置くこと。
- 3 「誘拐」：欺罔・誘惑を手段として、他人をその生活環境から不法に離脱させ、自己または第三者の事実的支配下に置くこと。

第225条（営利目的等略取及び誘拐）B

営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

- 本罪の客体は「人」（自然人）であり、未成年者に限られない。

第225条の2（身代金目的略取等）B

- ① 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は3年以上の懲役に処する。
- ② 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

- 「安否を憂慮する者」：被拐取者の安否を親身になって憂慮するのが社会通念上当然であるとみられる特別な関係にある者をいう。
(ex. 相互銀行の社長が拐取された場合の銀行幹部はこれにあたる(判例)。)

第228条（未遂罪）C

第224条、第225条、第225条の2第1項、第226条から第226条の3まで並びに前条第1項から第3項まで及び第4項前段の罪の未遂は、罰する。

第228条の2（解放による刑の減輕）B

第225条の2又は第227条第2項若しくは第4項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

第34章 名誉に対する罪

第230条（名誉毀損）A

- ① 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
- ② 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

- 1 「公然」：不特定又は多数人が知り得る状態。
- 2 「事実を摘示」：人の社会的評価を低下させるに足りる事実を告げること。単なる人の意見・評価・判断ではなく、具体的事実である必要がある。
- 3 「人」：同条の「人」には、法人や団体も含まれる。∴保護法益が外部的名誉。
- 4 「名誉」：人の社会的評価・価値
- 5 「毀損」：実際に毀損される必要はなく、毀損される抽象的危険があれば足りる（抽象的危険犯）。

第230条の2（公共の利害に関する場合の特例）A

- ① 前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。
- ② 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。
- ③ 前条第1項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

第231条（侮辱）B

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

- Q：保護法益
外部的名誉（通説）
→法人、団体も客体たりうる。

第232条（親告罪）B

- ① この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- ② 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行う。

第35章 信用及び業務に対する罪

第233条（信用棄損及び業務妨害）B

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する

信用棄損罪（前段）

- 1 「人」：法人、団体を含む。
- 2 「虚偽の風説の流布」：虚偽の事実を不特定又は多数人に伝播させること。
- 3 「信用」：広く経済的信用をいう（支払能力に対する社会的信頼のみならず、販売される商品の品質、人の技量等についての信用も含む。判例。）。

業務妨害罪（後段）※条文の位置に注意

- 1 「業務」：人が社会生活を維持する上で、反復継続して従事する事務。
Q：「業務」に公務が含まれるか。
結論：強制力を有する権力的公務は含まれない（判例）。

第234条（威力業務妨害罪）

威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

第36章 窃盗及び強盗の罪

第235条（窃盗）A+

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

1 「他人の」財物：他人の占有する財物をいう。

- (1) 占有の有無は、客観面と主観面から総合的に判断。
- (2) 死者に占有は認められない（例外なし。）。

Q：被害者を殺害後に財物奪取の意思を生じた場合

被害者が生前に有した占有は、被害者を死に至らしめた犯人に対する関係では、被害者の死亡と時間的・場所的に近接した関係にある以上、なお、刑法的保護に値するものであり、一連の行為を全体として評価すると、占有奪取があったものといえる（判例）。

2 「財物」：財産的価値を有する一切の物。

- (1) 主観的価値も含まれる。
- (2) 禁制品であっても、所持している事実がある以上、財産法秩序を維持する必要があり、その限度で財物性を認めることができるので、禁制品も財物に当たる。

3 「窃取」：占有者の意思に反して財物に対する占有者の占有を排除し、目的物を自己又は第三者の占有に移すことをいう。

4 不法領得の意思（主観的超過要素）

権利者を排除して（権利者排除意思）、物の経済的用法に従って利用・処分する意思（利用処分意思）をいう（判例・通説）。

- (1) 権利者排除意思が否定される場合：自転車の一時使用。
- (2) 利用処分意思が否定される場：専ら毀棄・隠匿目的のとき。

第236条（強盗）A+

① 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。

② 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

強盗罪（1項）

1 「暴行又は脅迫」：相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫であって、財物奪取に向けられたもの。

2 「強取」：相手方の反抗を抑圧するに足りる暴行・脅迫を手段として、財物の事実上の占有を自己が取得し、又は第三者に取得させること。

強盗利得罪（2項）

1 「財産上（不法）の利益」：財物以外の財産的価値のある一切の利益。なお、「不法の」との文言には特に意味はないとされる（どちらかといえば、「不法に」の意義）。

(1) 利益該当性の否定例

- ・相続人の地位
- ・経営上の権益

∴いずれも承継されるか否かは不確実だから（2の具体性がない。）。

(2) 民法上保護されない利益であっても、財産法秩序を維持するためには刑法上はなお保護に値する。

2 Q：処分行為の要否

結論：不要。

理由：強盗利得罪は、被害者の犯行を抑圧して利益を取得する犯罪類型であり被害者の任意の処分行為はそもそも予定されていない。ただし、3へ。

3 利益の移転のメルクマールとして利益取得の具体性・現実性が必要。

第237条（強盗予備）B+

強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、2年以下の懲役に処する。

第238条（事後強盗）A+

窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。

1 「窃盗」：窃盗の実行に着手した者（未遂も含む）。

2 財物を「取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪証を隠滅するため」

- ・単に痛めつけるために暴行をしても該当しない。

3 「暴行・脅迫」：相手方の犯行を抑圧するに足りる程度のもの。

(1) 暴行・脅迫行為は必ずしも窃盗の被害者に向けられることは必要でない。

(2) 暴行・脅迫は、窃盗の機会に行われることを要する。

・「窃盗の機会」といえるか否かは、窃盗行為と暴行・脅迫行為との場所的・時間的接着性の大小によって判断する。

4 Q：事後強盗罪において、窃盗行為には何ら関与せず、暴行・脅迫行為の時点から窃盗犯人と意思を通じて共同実行した後行者の罪責。事後強盗罪の法的性質に関連して問題となる。

結論：事後強盗罪は真正身分犯と解する（通説）。※論文では理由書かずOK。

理由：本罪を窃盗犯人の身分がある者によって犯された暴行・脅迫の加重類型と解することは、財物奪取罪である強盗と論じられる本罪の本質にそぐわない。

→Q：65条1項2項の解釈

1項は真正身分犯についての成立と科刑、2項は不真正身分犯について
に成立と科刑を定めたものと解するのが文言上素直。

→65条1項により事後強盗罪の共同正犯が成立。

第239条（昏酔強盗）B－

人を昏酔させてその財物を盗取した者は、強盗として論ずる。

第240条（強盗致死傷）A＋

強盗が、人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

1 「強盗」：強盗の実行に着手した者（未遂含む）。

・強盗として論じられる事後強盗（238条）・昏酔強盗（239条）の犯人を含む。

2 Q：死傷結果はいかなる行為から生じる必要があるか。

結論：死傷結果は、強盗の機会に、強盗行為と密接な関連性を有する行為から
生じる必要があると解する（限定機会説）。

単なる機会説よりはやや狭い。強盗の手段たる暴行・脅迫から生じたもの
に限られない。

3 死傷の結果との因果関係

死傷の結果と、強盗の手段たる暴行・脅迫及び強盗の機会になされる強盗行為と
密接な関連性を有する行為との間には、因果関係が必要である。

4 Q：既遂時期

強盗殺人罪、強盗傷人罪の既遂時期は、死傷結果が生じたときである（財物奪取に
成功したか否かは問わない）。

第241条（強盗強姦及び同致死）B

強盗が女子を強姦したときは、無期又は7年以上の懲役に処する。よって女子を死亡
させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

第242条（他人の占有等に係る自己の財物）B

自己の財物であっても、他人が占有し、又は公務所の命令により他人が看守するもの
であるときは、この章の罪については、他人の財物とみなす。

第243条（未遂罪）B

第235条から第236条まで及び第238条から第241条までの罪の未遂は、罰する。

第244条（親族間の犯罪に関する特例）B+

- ① 配偶者、直系血族又は同居の親族との間で第235条の罪、第235条の2の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。
- ② 前項に規定する親族以外の親族との間で犯した同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- ③ 前2項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

Q：244条の親族相盗例が適用されるためには、親族関係が行為者と誰との間に存する必要があるのか。

結論：親族関係は占有者・所有者双方との間に必要。

理由：本条は、「法は家庭に入らず」という政策的配慮から設けられた一身的処罰阻却事由であるから、占有者・所有者双方との間に必要である。

第245条（電気）B-

この章の罪については、電気は、財物とみなす。

第37章 詐欺及び恐喝の罪

第246条（詐欺）A+

- ① 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
- ② 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

- 1 欺く行為：①相手方が財産的処分行為をするにあたり判断の基礎となる重要事項について②偽ること
※①がメインとなることが多いが、②もしっかり認定してほしい。暴力団員のゴルフ場利用に関する詐欺の成否については、②の判断で成否が分かれている（肯定判例・否定判例いずれも最判H26.3.28）。
 - ・不作為・拳動によるものも偽るといいうる。
 - ・①のあてはめ方や、考慮要素については、暴力団員の銀行口座開設の判例（最決平成26年4月7日）、第三者へ譲渡することを秘して搭乗券の交付を受けた判例（最決平成22年7月29日）等の判旨を参照されたい。
- 2 相手方の錯誤
- 3 処分行為：処分意思が必要
- 4 財物（財産上の利益）の移転
- 5 財産上の損害（不要説も有力）：必要説であっても、個別財産に対する罪と考えると、財物の交付そのものが損害であるから1項詐欺ではあまり差はない。
- 6 財物性：基本的に窃盗罪と同様であるが、不動産も含まれる点が異なる。

第247条（背任）A

他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 1 「他人のためにその事務を処理する者が」：行為者以外の者（法人や国等も含む）の事務を処理する者。
- 2 「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」
：図利目的又は加害目的のいずれかがあればよい。
図利加害の意欲・積極的認容までは要しないが（判例）、確定的な認識は要すると解する（大谷等）。
- 3 委託信任関係（4の前提として必要。）：法令、契約、慣習、事務管理等により発生
- 4 「任務に背く行為」：信任関係に違背して本人に損害を加える行為。
個別具体的事情に照らして、当該事務についての規定、業務内容、その他委託の趣旨などを総合考慮して信義則に従い社会通念を基礎に「任務に背く行為」といえるか判断すべき。
※同文言の意義の抽象的論点を論ずるよりも、このような規範を立てて具体的事実を使ってあてはめをする方が論文試験では評価されるであろう。
- 5 財産上の損害：全体財産の減少を意味する。
・既存財産の減少と、将来取得しうべき利益の喪失の双方を含む。
- 6 Q：横領罪と背任罪の区別
本人の名義かつ計算で行われた場合が背任罪となり、行為者の名義ないし計算で行われた場合が横領罪（判例）。ただし、このような論点を論ずるよりも各々の構成要件にあてはめることの方が重要である（H24採点実感）。

第249条（恐喝）B+

- ① 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
- ② 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

- 1 「恐喝」：人の反抗を抑圧するに至らない程度の脅迫（害悪の告知）又は暴行により人を畏怖させ財物の交付を要求することをいう。
適法行為の告知も害悪の告知に含まれる。

第250条（未遂罪）B

この章の罪の未遂は、罰する。

第251条（準用）B-

第242条、第244条及び第245条の規定は、この章の罪について準用する。

第38章 横領の罪

第252条（横領）A

- ① 自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の懲役に処する。
- ② 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

- 1 「自己の占有」：事実上の占有のみならず法律上の占有も含む（ex.登記）
- 2 「他人の物」：物には不動産も含まれる。
- 3 委託信任関係：発生原因は、契約、事務管理、慣習、条理等。
※委託信任関係は、事実上の関係であれば足り、委託者が法律上委託の権限を有する必要はない。
- 4 「横領」：不法領得の意思の発現行為（発現した時点で既遂である。未遂は観念しえない）。
 - ・横領罪における不法領得の意思：他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意思（判例）

第253条（業務上横領）A

業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。

「業務」：社会生活上の地位に基づき反復継続して行われる事務。

第254条（遺失物等横領）B+

遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料に処する。

- ・「占有を離れた」：占有者の意思に基づかずにその占有を離れ、誰の占有にも属していない物、又は委託信任関係に基づかずに行為者の占有に属する物。

第255条（準用）A

第244条の規定は、この章の罪について準用する。

第39章 盗品等に関する罪

第256条（盗品譲受け等）A

- ① 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、3年以下の懲役に処する。
- ② 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあつせんをした者は、10年以下の懲役及び50万円以下の罰金に処する。

- 1 「盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物」
：財産罪以外の罪の客体である偽造文書、偽造通貨、賄賂、密輸品等は、含まれない。
- 2 本犯者（既遂）は、本罪の主体とはならない（不可罰的事後行為）。
本犯に対する教唆者、幫助者は本罪の主体となる。

第257条（親族等の中の犯罪に関する特例）A

- ① 配偶者との間又は直系血族、同居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で前条の罪を犯した者は、その刑を免除する。
- ② 前項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

- Q：同条の親族関係は誰と誰の間に必要か。

結論：本犯者と盗品等罪の犯人との間に必要（判例）。

理由：本条は、親族の財産犯における行為について、親族間における期待可能性の減少を考慮した人的処罰阻却事由であるから、本犯者と盗品等罪の犯人との間に必要（盗品等罪の犯人と被害者との間には不要）。

※同条は、「法は家庭に入らず」は理由とならないので注意。

第40章 毀棄及び隠匿の罪

第261条（器物損壊等）A

前3条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

「損壊」：物の本来の効用を失わせる一切の行為をいう。

第262条（事故の物の損壊等）B

自己の物であっても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壊し、又は傷害したときは、前三条の例による。

第263条（信書隠匿）

他人の信書を隠匿した者は、6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第264条（親告罪）B

第259条、第261条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。